

多面的機能支払制度が始まりました

◆ 申込・問い合わせ ◆ 産業経済課 電話 893-1115

平成26年度から、国の新たな農業政策として、「日本型直接支払制度」が始まりました。

地域の農地や農業用水路などが有する多面的な機能の保全のため、その地域活動を支援する制度に新たに農地維持活動への支援を追加した「多面的機能支払」が創設されました。

1. 交付単価

(円/10a)

地目	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動) ^{※1,2}	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化 ^{※3})	①、②及び③に 取り組む場合 ^{※4}
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

○地域資源保全プランの策定：50万円/組織 ○組織の広域化・体制強化：40万円/組織

※1：農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用されます。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※4：①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になります。

※5：畑には樹園地を含む。

2. 活動内容

①農地維持支払



農地法面の草刈り

②資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動)



水路のひび割れ補修

③資源向上支払 (施設の長寿命化のための活動)



未舗装農道の舗装



水路の泥上げ



植栽活動



水路の更新

3. 対象となる農地

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地